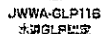


上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-3347

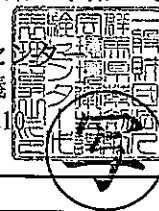
令和 8 年 7 月 13 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年7月6日 ～ 令和8年7月9日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-3348

令和 8 年 7 月 13 日

孀戀村長

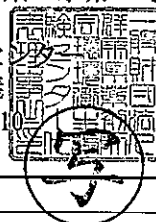
様

令和 8 年 7 月 6 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



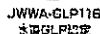
水道名称	干俣簡易水道				
水源名称					
採水場所	消防詰め所				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 7 月 6 日 10 時 28 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 秀樹		
天 候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温 (℃)	17.8	水温 (℃)	15.3
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.20
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年7月6日 ~ 令和8年7月9日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-3349

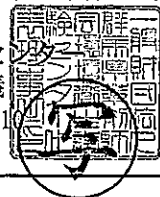
令和 8 年 7 月 13 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人 

代表理事 天田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

[illegible]

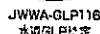
総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年7月6日 ～ 令和8年7月9日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

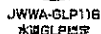
上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-3550

令和 8 年 7 月 14 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

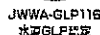
[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年7月7日 ～ 令和8年7月10日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

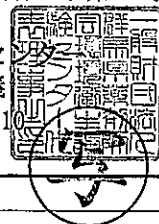
上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-3552

様

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-3554

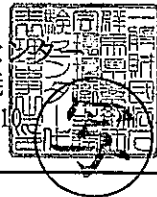
令和 8 年 7 月 14 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

代表理事 天 田 彰 義

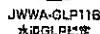
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

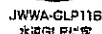
検査期間	令和8年7月7日 ~ 令和8年7月10日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



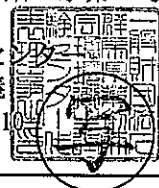
No. 26-WA-3557

令和 8 年 7 月 14 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



淨水水質檢查結果書

令和 8 年 7 月 14 日

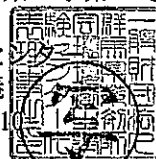
婦恋村長
様

令和 8 年 7 月 7 日
にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	門貝簡易水道						
水源名称							
採水場所	公民館						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 7 月 7 日 11 時 10 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子				
天 候	(前日) 雨 (当日) 晴	気温 (℃)	19.8	水温 (℃)	12.9	遊離残留塩素 (mg/L)	0.2
檢 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年7月7日 ～ 令和8年7月10日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。